

JUNKAN



循環研通信
No.51
2018 Sept.

環境俳句

おそらく「環境俳句」などという大抵の人は、
つい構えてしまいそうだ。

長年、俳句に勤しんできた私にしても、さてど
うしたものかと思案に暮れる。

しかし、考えてみれば「俳句」というのは元来
「自然」の風物、風情、心情を詠む世界でもある。
となれば、「環境俳句」と上段に構えず、素直な気
持ちで向かってみるのも一考だろう。

勿論「循環型社会研究会」の会報ということ
を念頭におく必要はあるかも知れないが。

前置きはさておき、せっかく「俳句」を詠むな
らば、俳句についてのイロハは知っておきたいと
ころだ。

その一 俳句には俳句の約束事がいくつかある。

俳句は十七音（五七五）の韻文ということ。勿
論こんな事は誰でもご存知だとは思いますが、字余り
や自由律（種田山頭火の俳句「分け入っても分け
入っても青い山」）などといったものもある。

循環研理事 及川陽子

俳句を始めるにあたっては、まずは基本の「五・
七・五」で沢山の俳句を作ってみるのがお勧めだ。
俳句の約束事について次号に引き続きで書かせて
頂く。

秋号投句 お題「水」

俳句の講評や添削は「寺門土果」先生にお願いし
ております。添削は句作の折に参考にして下さい。

北竜 三句

水(冷却水)が絶えた結果の恐ろしさを詠む
炎天下 野に山積みの 放射能
評) 簡潔に恐ろしい状況を捉えています。

命(いのち)海(うみ) もう汚すなど ザン泳ぐ

注) ザン・・・ジュゴン

添削) 命なり 海殺すなど 泳ぐザン

熱すぎる 五輪の道に 水を撒く

添削) 撒水や 熱暑五輪の 酷マラソン

CONTENTS

P1 環境俳句

P3 統合報告書とESG情報開示の到達点と期待

P7 霧の中の真実 一福島原発事故、原発再稼働を巡る最近の動向一

P13 安倍政権 VS. 沖縄の民意

P16 春夏秋冬

循環研理事 及川 陽子

循環研理事 山口 民雄

循環研理事 田中 宏二郎

循環研代表 久米谷 弘光

風月

充 二句

子供のころ綺麗な川で、魚とりをしたり、かいぼりをしたりして遊んだ懐かしい思い出。

いまではその川も、土地開発により住宅がつくれ、ほぼ消滅したように、コンクリートのちいさな溝となって、水が流れているだけ。

梅花藻の 咲きにし川は いま何処 (いずこ)

評) このままで環境の変化を嘆いていることはよくわかりますが、散文的で俳句としての面白味に欠けます。

添削) 梅花藻の 川は小溝に 化けにけり
この溝は 梅花藻ゆれる 川なりき

子供のころ遊んだ習慣で、川を見ると、覗き込んで、魚の影を探した。コンクリートの川床には、魚が住んでいるはずがないのだが。

コンクリの 川床なれど 魚 (うお) さがし

評) 「なれど」が理屈っぽい。

添削) コンクリの 川に魚影を 求めけり
幻よ コンクリ川に 見る魚影

宏二郎 七句

今年7月からあいついでやってきた台風を受けて詠む。

(上の2つの句は、台風情報をTVで見っていた時に目にした映像)

また来たか 窓打ちたたく 雨のおと

評) 「窓打ちたたく」なら「おと」は不要。

添削) 剥きだしの 窓にまた聴く 風雨かな

次々と 大雨高潮 襲い来る

評) 「襲い来る」はありきたりの表現。

添削) 南より 豪雨高潮 二度三度

あの川が 今日の形相 すさまじい

(普段 穏やかに流れている近所の小川が大雨により濁流と化した情景)

評) 下の説明がないとよく伝わらない。

添削) 温顔が 暴君に化け 今日の川

灯台が いつの間にか 波の下

評) 「いつの間にか」は散文的

添削) 大浪や 眼に残る 灯台はや
灯台は 残像となる 波濤かな

土砂崩れ 水の力の 恐ろしさ

評) 土砂崩れは恐ろしいもの。この説明は要らない。

添削) 土砂崩れ 水に問ふ罪 無けれども

夏の日に思った句

炎天下 一杯の水の このうまさ

添削) 炎天下 水一杯の 甘露かな
甘露とは この一杯よ 炎天下

涸れ沢に いつのまにか 水さやか

山歩きをしていた時に涸れた沢を下っていると知らぬ間に足元に清らかな流れがあり、地形の不思議、水の流れの妙を感じた。

添削) 涸れ沢の 夏や水湧く 奇瑞にて
涸れ沢の 夏に流れの 生じけり

私 (俳号 霧乃) も一句

被災地の 傷癒えぬまゝ 秋の雨

この句も以下のように展開することができる。

秋雨や 被災地いまだ 手のつかず

被災地と 知らずに降るや 秋の雨

次回冬号のお題は「年末・年始」(この冬の環境はいかがなものでしょうか)

統合報告書と ESG 情報開示の到達点と期待

循環研理事 山口民雄

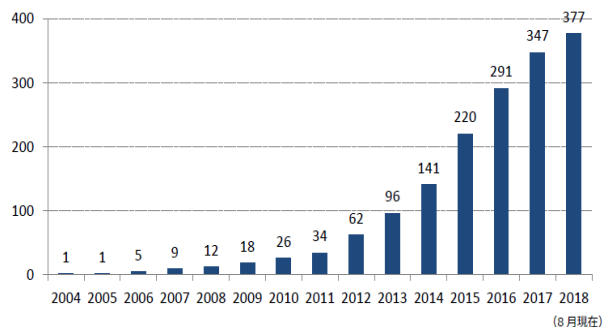
統合報告書は企業が自主的に発行する企業情報の開示媒体で、かつての環境報告書、CSR 報告書などから発展してきたものだ。この統合報告書を発行する企業が急増しており、「統合報告バブル」との声も出てきている。統合報告書とは一言でいえば、「企業が中長期にわたりどのように価値を創造するか、財務と非財務情報を統合して報告する年次報告書」である。統合報告書のガイドラインである「国際統合報告フレームワーク」のディスカッションペーパーが公表された 2011 年に比べると発行企業は 10 倍を上回る。2018 年 8 月現在の発行企業は 377 社であり、2018 年版は 400 社以上になる事は必至だ。上場企業数から見れば「少数に過ぎない」との評価もあるが、東証 1 部への上場企業（2068 社）の時価総額合計（657 兆円）のうち、発行企業はその 51%（338 兆円）を占めている（KPMG ジャパン調査）。経済・産業界に大きな影響を持つ企業の多くは統合報告書を発行している、といえる。ちなみに、日本企業は「フレームワーク」の公表以降、コンサルティング企業の活発な支援もあり、統合レポートの制度化に早くから取り組んできた南アフリカに次ぐ発行率となっている。

なお、統合報告書の名称は必ずしも統合報告書だけでなく、会社名レポートをはじめアニュアルレポート、コーポレートレポートなど多様である。

日本企業の統合報告書は、有価証券報告書などから抽出した財務情報と CSR 報告書などの非財務情報が単純に合冊されただけで、統合報告（Integrated Report）ではなく合冊報告（Combined Report）と揶揄されてきたが、最近では文字通り統合された報告書が出てきている。年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）は 2018 年 1 月、2017 年度版の優良な統合報告書発行企業として 9 社を取り上げている（選定は国内株式運用機関 16 社）。

「優れた統合報告書」は、味の素、コニカミノルタ、オムロン、伊藤忠商事、丸井グループの 5 社、「改善度の高い報告書」は、大和ハウス工業、住友金属鉱山、オムロン、住友商事の 4 社となっている。また、WICI（世界知的資本・知的資産推進構想）ジャパンは、「第 5 回 WICI ジャパン統合報告優良企業賞」（2017 年 12 月）の最高賞である「統合報告優秀企業大賞」に伊藤忠商事とオムロンを選定している。

図 1：国内自己表明型統合レポート発行企業の推移



企業価値レポート・ラボ調べ

*なぜ、統合報告書は必要なのか

必要性の第 1 は企業価値評価における非財務情報の高まりだ。米スタンダード&プアーズ（S&P）500 株価指数構成企業の株価（時価）の要因分析によると、企業の市場価値に占める物的及び財務的資本の割合は 1975 年では 83%を占めていたが、2009 年には 19%にまで縮小している。残りの 81%は、知的資本、リスクマネジメント、レピュテーション、顧客との関係、雇用者としての魅力、従業員満足などの非財務情報となった。

第 2 はこうした価値評価側面の変化により世界

的に非財務情報の開示が促進されていることだ。欧州では、2003年に会計法現代化指令により、社会、環境側面の非財務情報の開示が規定された。そして、2013年4月には、500人以上の企業に非財務情報開示を義務付ける非財務開示指令が提出され、同年9月には欧州理事会によって正式に承認され、2014年12月に発効した。こうした動向はアジアをはじめグローバルに拡大している。

第3は、企業から発信する情報は、法的な開示情報に加え、様々な開示基準、ガイドラインに基づく情報など数多く、情報過多となり、投資家を中心に持続可能な企業の価値創造力が評価できる簡潔な報告を待望する声が高まってきたことだ。

以上の波を受け、2010年8月に国際統合報告審議会（IIRC）が設立され、前述のフレームワークが公表される。IIRCでは統合報告を「組織の外部環境を背景として、組織の戦略、ガバナンス、実績、及び見通しが短、中期、長期の価値創造につながるかについての簡潔なコミュニケーション」と定義している。従って、統合報告の核心は「財務情報と非財務情報との関係性を明らかにしつつ、長期的な価値創造を伝える」ことにある。そのために、どのように6つの資本（財務、製造、知的、人的、社会・関係、自然）をビジネスモデルの中で展開し、企業価値の創造および毀損の結果を報告しなければならない。IIRCは、こうした報告こそが「知的資産、ブランド、能力、環境資源の活用などの無形の要素が、十分に戦略的意思決定や報告に組み込まれていないと、結果として、資源配分のミスや高い資本コストを招く、という投資家などの財務資本の提供者が直面している課題に答えるもの」としている。

*なぜ、日本企業の統合報告書は急増したのか

図-1の推移をみると2014年から2016年にかけて特に急増しており、この間に発行を促すさまざまな提起があったことを類推させる。時系列的に振り返ってみる。

2014年2月に『責任ある機関投資家』の諸原則：日本版スチュワードシップ・コード』が発行された。ここでは、建設的な「目的を持った対話」（原則4）を行うためには、スチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備え（原則7）、当該企業の状況を的確に把握すべき（原則3）であるとしている。このことから、市場に関わる関係者の行動自体に大きな変革が期待された。対応する企業においては建設的な「目的を持った対話」を成立させるために中・長期的視点に立った統合的な情報の開示が求められた。

2015年6月に公表された「コーポレートガバナンス・コード」も重要である。この原則3には「適切な情報開示と透明性の確保」がある。これは、非財務情報については「ひな形的な記述や具体性を欠く記述など付加価値に乏しい例が少なくない」との認識から原則化された。そこで「法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべき」とし、前述のスチュワードシップ・コードに対応するように「正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべき」と述べている。

そして、同年9月にはGPIFが非財務情報（ESG）に配慮した投資（ESG投資）を求める国連の「責任投資原則」（PRI）に署名した。GPIFの運用資産は約140兆円、その内約30兆円が日本株で、日本株を保有する最大規模の機関投資家がESG投資に向け始動した。

これらは、従来見えなかった（重視されなかった）資産が企業価値創造を大きく左右している現実を投資家、企業に認識させ、統合報告書急増の大きな要因になったことは間違いない。その後、2017年5月には、経済産業省がこうした動向を踏まえ「価値協創のための統合的開示・対話ガイドライン—ESG・非財務情報と無形資産投資—（価値協創ガイダンス）」を発表した。本ガイダンスの全体像は、価値観—ビジネスモデル—持続可能性・成長性—戦略—成果と重要な成果指標（KPI）—ガバ

ナンスで構成されている。まさしく日本版統合報告フレームワークである。同省ではロゴマークを公表し、統合報告書に添付することを推奨しており、2018年8月現在、30社が統合報告書に添付している。

同年9月には、GPIFは投資原則を改訂し、株式、債券など全ての資産でESG投資を進めることを宣言し、3つのESG指数を採用したことも増加に拍車をかけている。

一方、投資家も「スチュワードシップ・コード」原則7に基づいて認識の力量を高めつつある。EUのMiFID II（第2次金融商品市場指令：①取引の透明性強化、②投資家保護の2点を強化）の施行（2018年1月）や日本のフェア・ディスクロージャー・ルール導入（2018年4月施行）により、いわゆる早耳情報収集ではなく、非財務情報の企業価値創造への洞察力が強く求められることとなった。そして、投資の時間軸が長期化してくる中で、中長期の価値創造がストーリーとして記載されている統合報告書は格好の情報源になってきた。

* ESG情報の的確な開示へ

「統合報告書は、簡潔なものとする」（フレームワーク：指導原則）ことから、頁数が限定される。このため統合報告書が増加する過程で、従来のESG情報の非開示が目立った。筆者は毎年約350の報告書を対象に200～300のESG項目を抽出し、記載の確認を行っているのでこの点を強く実感した。IIRCは統合報告書を「簡潔なPrimary Report」と位置付け、既存の財務報告書やCSR報告書などの併存、関係づけをイメージしていることから、本来非開示が増大することはあり得ないはずだ。コストや作業面からこうした事態を発生させたと推察できるが、このような状況に安住させない新たな状況が生まれてきた。

その一つは、前述の非財務開示指令をはじめ、米国カルフォルニア州の「サプライチェーン透明化法」（2012年）、英国現代奴隷法（2015年）、フ

ランスの「人権デュー・ディリジェンス法」（2017年）などESG情報開示の立法が相次ぎ、この波が全世界に波及したことだ。

第2はESG投資の急拡大による、ESG情報への注目度の上昇である。世界のESG投資額は2014年から2016年までの2年間で25.2%増加し、22兆8,900億米ドル（2,541兆円）、年平均にすると11.9%成長している。後塵を拝していた日本でも2015年：26.6兆円、2016年：56.3兆円、2017年：136.6兆円と急拡大し、総運用資産残高の3割にもなっている。ESG投資額の拡大は、投資家のESG情報の積極的な活用を意味しており、ESG情報にセンシティブな投資家にとって不十分な開示は投資判断ができない、ということになる。

このような動向に企業が対応するためには、ESG情報に関する法やガイドライン、SRI調査機関の調査項目などを精査し、開示項目を定める必要が出てきた。非開示は「何もしていない」「リスクとして認識していない」と投資家は捉える。こうした認識が企業側にも芽生え、開示する情報量が増大してきている。例えば、ソニーのCSRレポートは457頁、東京海上のサステナビリティレポートは255頁、東レのCSRレポートは249頁（いずれも2017年版）にも上る。

また、2017年版から統合報告書とは別にPDF版としてCSR報告書をはじめESG DATA BOOK、サステナビリティデータブックなどを発行する企業が増えてきている。例えば、以下の例がある。

- ・住友林業＝CSRレポート2017（PDF版322頁）
- ・東京海上ホールディングス＝サステナビリティレポート2017（PDF版255頁）
- ・花王＝サステナビリティデータブック2018（PDF版224頁）

KPMG ジャパンによれば、このような補完的な報告書を発行している企業は26%にまで増えてきている。しかし、その反面、4分の3が不可欠なESG情報を欠落させている可能性があることも見

逃せない。

他にも ESG 情報を訴求するために様々な工夫がされている。一つは、非財務情報を財務情報のエビデンスとして記載するもので、統合報告書の目的に沿っている。まだ記載例は少ないが、味の素では社会・環境の取り組みがどのように財務に結び付くかを図示している。

また、ESG 情報を投資家などに着実に届く工夫もされている。日立建機ではパフォーマンスハイライトとして「5年間の要約 ESG データ」と「ESG 別索引」を掲載している。三菱商事では ESG 投資に関心の高いステークホルダーに参照してもらうことを強く意識して、多くの報告書ガイドラインを参照して ESG 項目を整理し情報の一覧性を高めている。SOMPO ホールディングスでは、Web 検索に届くように報告書を PDF 形式だけでなく HTML 形式でも掲載している。そして、報告書内では主要 ESG データーを中心とした「ESG 情報インデックス」を設けている。

* 統合報告書と ESG 情報への期待

IIRC のフレームワークには「統合報告書は、フレームワークに準拠して作成される」とある。そして「統合報告書である旨を主張し、フレームワークを参照するあらゆるコミュニケーションは、太字の斜字体により表記される全ての要求事項を適用する」とある。要求事項は19あり、いずれも統合報告書の本質に根ざしたものである。しかし、増大する日本企業の自己表明型統合報告書で「準拠」を表明しているのを筆者は見出せない。

CSR 報告書のガイドラインに対する「準拠」は確実に増加している。筆者の350社の調査では準

拠数が1割を超えてきている。グローバル化する企業にとって国際的に認知されたガイドラインに準拠することはグローバルな要請に応えることに他ならないからだ。海外の投資家、評価機関から高い評価を得るために、また、合冊報告書から真の統合報告書に脱却するためにも「準拠」にこだわり、自己宣言すべきではないだろうか。

ESG 情報については、価値創造に直結した重要性（マテリアリティ）の特定と拡大 KPI の制定に注力いただきたい。この数年、特定プロセスを含め重要性の記載が増えてきているが、その多くは CSR 活動における重要性であって、必ずしも全てが価値創造に深く関係するとは限らない。フレームワークの言う重要性は「組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する情報」である。適切な特定は、価値創造ストーリーの説得力が向上する。なお、現在はある種の「強迫観念」から、数多くの ESG 情報を開示する傾向にあるが、企業と投資家の成熟により適切な ESG 情報に収斂することを期待したい。

非財務の KPI は、その多くが「財務、非財務ハイライト」に記載されている。記載 KPI の数は増えてきているものの、これらが真に価値創造の進捗を示す KPI として選択されたのか疑問の事例が少なくない。価値創造の観点から再度、制定する必要がある。価値創造プロセスは6つの資本のインプットに始まりこれらへのアウトカムであることから、財務、製造以外の4つの資本に関する KPI の開示は価値創造の進捗を測る指標になる。非財務情報 KPI を限定された ESG 情報にとどめることなく、拡大した視点で選択いただきたい。

(了)

霧の中の真実 —福島原発事故、原発再稼働を巡る最近の動向—

循環研理事 田中宏二郎

はじめに

9月末に循環研事務局に「フクシマ事故と東京オリンピック」なる拡散メールと思しきメッセージが届いた。この発信はスイス大使の村田光平氏が主宰している“Official Site”（*1）が元になっていると思われ、メール内容はそこで「多方面へのメッセージ 2018年9月24日」として紹介されている小出裕章氏（元京都大学原子炉実験所助教）から送られてきた資料のコピーである。

小出氏のメッセージが送信先でどのように受け止められ、またどのような対応がなされているかは不明だが、メッセージの内容は当循環研の日頃の問題意識とも共通するところもある。そこで本稿では風化しつつある福島原発事故のその後の状況や、事故の責任追及があいまいなままに進んでいる原発再稼働の現状を改めて見直し各位の参考に供したい。

1. 原発事故のその後

1) 原子炉溶融対策の現状

福島第1原発の1～3号機については炉心溶融（メルトダウン）が起っており、核燃料の殆どが溶けだして圧力容器を突き破り格納容器底部にたまった状態となっていることが分かり、溶け落ちた核燃料や周囲の構造物（燃料デブリ）の量は以下のように推定されている。

しかし圧力容器を突き抜けたデブリの取り出しは前例がないだけに、デブリの処理は手つかずのまま廃炉に向けた最大の難関となっている。また4号機については震災時に定期検査をしていたので核燃料がなかったから大丈夫だとの説明がなされているものの、ネット情報によると定期点検を終えて燃料棒を戻した直後に地震があり、冷却水が回らずにメルトダウンを起こした可能性があるとの証言もあり適切な情報開示が望まれる。

	1号機	2号機	3号機
圧力容器	15ト	42ト	21ト
底部	ン	ン	ン
格納容器	264	195	343
底部	トン	トン	トン

出所：新聞記事情報（*2）

政府と東電は2051年までに廃炉を完了させる計画だが懐疑的な見方も強い。東京都市大学の高木直行教授（原子工学）は、「デブリを全て取り出すのは技術的に困難で現実的ではない」として、「今の段階で何ができ、何ができないかを政府と東電は国民に説明する責任がある」と指摘している（*2）

2) 汚染水対策

福島第1原発1～4号機の建屋地下には放射能が極めて高い汚染水が貯まっており、高濃度汚染水は地下からくみ出され、デブリの冷却のために処理施設を経て再度原子炉に戻されている。

このサイクルの中で実際は地下水が流入するために、その分汚染水の量が増えてくる。増えた分は放射性物質を取り除いた後に大型タンクに貯められているが、これは増加する一方で、すでに100万トン、敷地内の大型タンクは1000基にも達している。東電と国はこの対策として、地下水流入を抑えるために2014年に345億円の国費を投じて凍土壁を建設し、4年後に凍土壁はほぼ凍結して地下水の流入を抑えられるようになった。

しかし大雨が降ると建屋に流れ込む地下水が急増し、凍土壁のみで地下水をせき止めることは限界があることも明らかになった。このため、井戸からのくみ上げなどの策や汚染が基準以下となった処理水の海洋放出などを模索しているが、後者

については漁業関係者の「築いた安全への信頼が崩れかねない」との反対の声も強く、汚染水が増え続ける問題は依然解決できてはいない。東電・政府関係者は、貯まり続ける放射線トリチウムを含む水を海に流すことを意図しているが、朝日新聞社と福島放送が福島県民を対象に18年2月に行った世論調査では、67%が反対（賛成19%）しており、海に流すことで風評被害が起きる不安を「大いに感じる」と「ある程度感じる」との回答が91%もあった。

そうした中、東電は2018年9月28日に、タンクに保管している浄化されたはずの汚染水を分析したところ、約89万トンの内の8割超にあたる約75万トンで放射能基準値を超えていたことを公表した。これは経産省が8月末に開いた住民向けの公聴会がきっかけで明らかになったことで、一部のタンクからはストロンチウム90などが基準値の2万倍にあたる1リットル当たり約60万ベクレルの濃度も検出されたとのこと。

これまで東電は多核種除去装置（ALPS）で処理すればトリチウム以外の62種の放射性物質は除去できるという説明をしてきたが、これを裏切るものである。2013年9月に安倍首相は、「汚染水はコントロールされている（アンダーコントロール）」と演説して東京オリンピックの招致を実現したが、これを否定する結果でありその言の責任が問われる。

3) 原発事故避難者の帰還の実態

フクシマ第一原発の事故によって約8万人が強制避難を強いられ、その他にも放射能汚染を恐れて数万人の人が自主避難者となった。事故から7年がたち、国は2017年春に避難指示を出していた4町村（福島県双葉郡浪江町、伊達郡川俣町、相馬郡飯館村、双葉郡富岡町）の避難指示を解除した。この対象者は帰還困難区域外で計3万1501人であったが、2018年1月末時点で帰還した人は1364人（4.3%）にとどまっていた。

この中で人口が約1万5000人いた富岡町では避難指示が解除された地区に戻った人は約450人

（3%）にすぎない。新潟県には震災直後に福島県から全国で最も多くの人たちが避難し、新潟県としては独自の支援を続けてきた。同県が2017年末に全国の都道府県に問い合わせるなどして行った調査では自主避難した人たちの8割の世帯が福島に戻っていないことが報告されている。

このように帰還が進んでいない背景には、帰還先の地域が今や動物に荒らされ、その住処になっているところもあり、地域コミュニティが破壊されて住める環境ではなくなっている。また、除染が問題なく済んでいるということに対しては不信感もあり、帰還を認めた条件が「空間線量率が年間積算量が20ミリシーベルト以下になることが確実であること」ということに対して、その数値が特に子供たちにとっては放射線量が高すぎるとの危惧が強く働いていることも帰還が少ない理由と考えられる。マスコミ等の報道では復興が進んでいる面ばかりが積極的に伝えられているが、みんながばらばらになり、学校も休校・閉校となり、児童たちが戻ってくる目途も立たないのが実態である。

「帰らない」ではなく「帰れない」のが実情で、現地の地名さえ変わってしまっているところもある。故郷の面影がなくなってしまった現地の実情は霞が関を始め他の地域の人にはなかなか理解されていない。避難指示解除とともに自主避難者の住宅提供も打ち切られた。福島県では復興公営住宅に入った人や住宅提供を打ち切られた人は避難者統計から除かれたこともあり、避難者数は全国で2017年3月から7月の4か月間で約3万人も減ったことが報告されている。しかしこれはこの見かけ上の数字の減少で、世間の無関心が加わって実態が知られなくなった状態でことが推移しているのが帰還政策の現実である。

4) 原発事故の損害・賠償対応

福島原発事故に対して東電は避難指示区域の個人や法人に賠償金を支払ってきた。個人には不動産や家財、交通費、仕事が出来なくなったことによる減収分などが賠償の対象になっていた。また

「精神的な損害」として、一律に1人月10万円が慰謝料として支払われてきた。賠償対象は国が指定した避難区域だけで、受け手は完全に受け身であり、不満、批判が出るとそれに応じて対象が広がられてもきた。しかし金銭の問題は不公平感、嫉妬や不満を生じさせ新たな分断を地域に生み出した。

「精神的苦痛」に対して支払われてきた月々の慰謝料は2018年3月をもって終了とされたが、人々の苦痛は持続しているのが実態である。

事故の対応に必要な費用負担の構造は図一1に示すようになっており、大手電力会社はその原資を事故後に値上げした電気料金に組入れ、当初、標準的な家庭では月平均50円ほどの負担をしてきた。しかし2016年末の試算で費用総額は2013年に見積もっていた金額(11兆円)をはるかに超えて21兆5000億円になることが明らかになり、賠償の増加分は2020年から送電線使用料(託送料金)に上乗せして新電力を含めて電気を使うほぼすべての人がさらに月平均18円追加負担する枠組みが決められた。

図に示される「住民らへの損害賠償」、「除染」、「中間貯蔵施設」の費用については、あくまで見積額として閣議決定されて国が東電に貸し付けるようになっており、これについて会計監査院は2018年3月23日に公表した報告書で、「今後の状況によっては見直す必要がある」と指摘している。これらの費用負担は全て国民が負うことになり、費用負担の構造は加害者負担の原則や東電の株主や金融機関が担うところが不明確なままに一般国民にしわ寄せする仕組みになっており、大きな問

題を含んでいる。

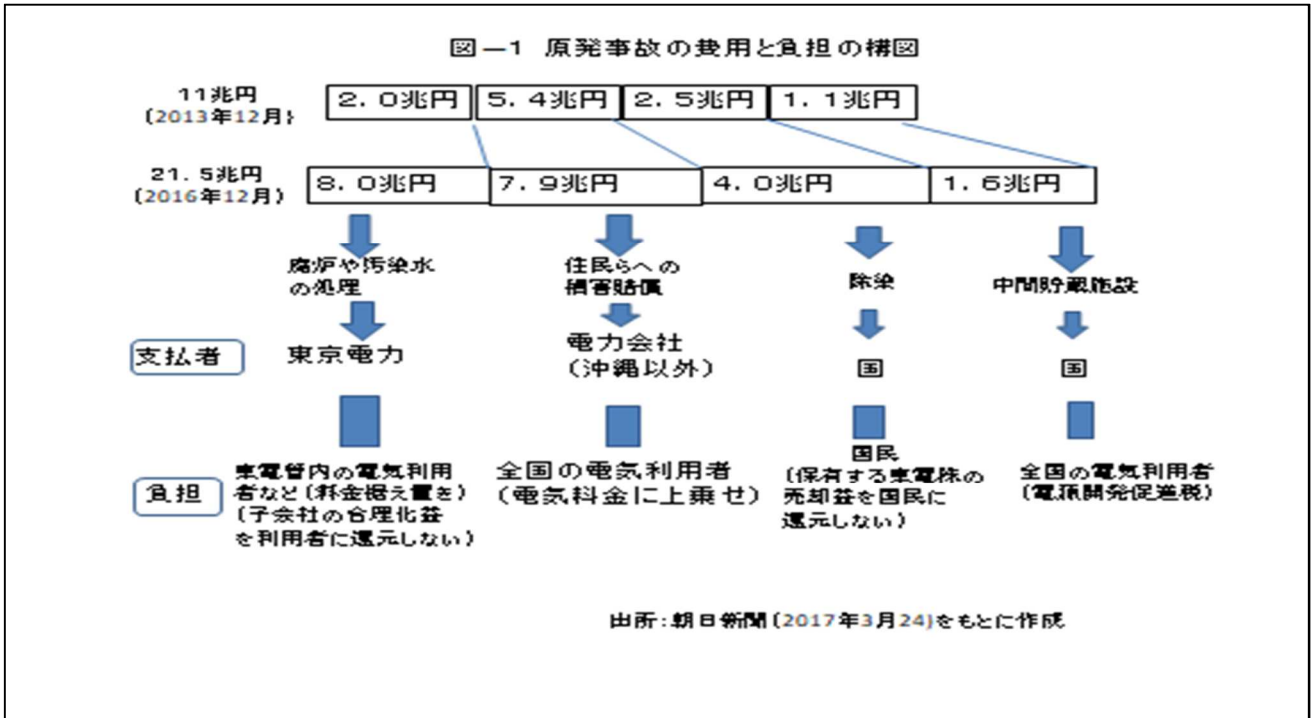
福島第一原発事故により、長期の避難生活を強いられた等の理由で全国で約30件の集団訴訟が起っており、集団訴訟に対する各地裁の判決状況は以下のようになっている。

判決時期	賠償額	国の責任	東電の責任
前橋地裁 (2017年3月)	62人に計約3900万円	○	○
千葉地裁 (2017年9月)	42人に計約3億7600万円	×	○
福島地裁 (2017年10月)	2907人に計約5億円	○	○
東京地裁 (2018年2月)	318人に計約11億円	被告とせず	○

(○は賠償責任を認定、×は賠償責任を認めず)

出所：朝日新聞 (2018.3.15 夕刊)

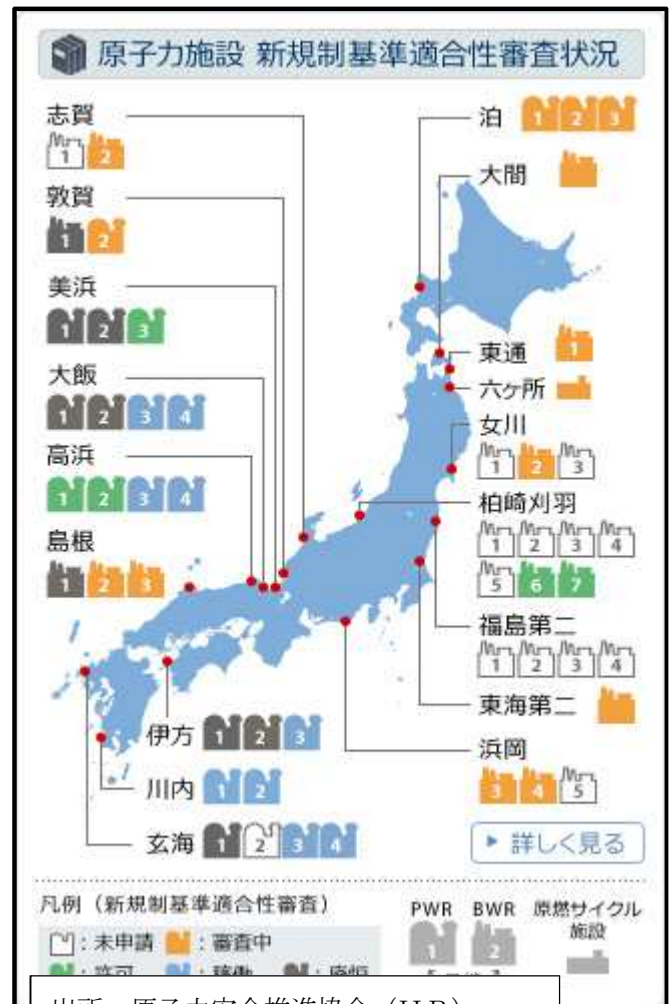
東京地裁のケースでは「ふるさと喪失慰謝料」として総額約110億円の賠償が求められたが実現したのはその1割であった。また、原告側が裁判官に求めた現地視察は実現せず、原告側代理弁護士の弘中淳一郎弁護士は、「地元に戻ってきた住民は事故前の約2割にとどまり、歴史、伝統、文化を奪われ、後継ぎとなる若者もいない、働き先となる企業もない。小高が二度と戻らない被害をもっと(社会)に知ってほしい」と訴えている。また上記以外で、京都府に自主避難した57世帯174人の集団訴訟がある。これは国の指示で避難した1世帯1人を除いて福島、宮城、茨城、栃木、千葉の各県から避難してきた人たちが避難先での生活継続のために生じた損害賠償を求めたもので、計8億4660万円を請求したのに対して、京都地裁(浅井宣義裁判長)は18年3月15日国と東電に計1億1千万円の賠償を命じた。弁護団事務局長の田辺保雄弁護士は、「自主避難者に希望を与える画期的判決」と評価しつつも、64人の賠償が認められなかったため控訴すると述べている(朝日新聞(2018.3.16))。



2. 原発再稼働の動向

日本では福島原発事故前には全国で54基の商用原発があったが、事故後に全てが停止し2年間は原発の稼働なしで電力需要は維持されていた。その後2013年7月に新規制基準が施行されてこれをベースとした再稼働申請が各電力会社から出され、現在9基が再稼働を認められ、設置変更許可を得ているのが5基、審査中が13基となっている。またJパワーの大間と中国電力の島根3号機は建設中の原発で手続き次第では大震災後の初の新設原発となる可能性もある。一方、2018年6月に東電が第2原発の廃炉方針を明言したことで、現在19基の廃炉が決まっている。

原発の再稼働に関しては、政府は原発から30km圏内の自治体に避難計画の策定を義務付けている。関西電力の大飯原発3号機は新規制基準のもとで6基目に再稼働したが、大飯原発の30キロ圏内には約16万人が暮らし過半数は京都府と滋賀県の住民で、関電が再稼働の同意を得たのは福井県とおおい町のみである。このため周辺住民の同意の点で問題を残している。2015年に最初に再稼働した九州電力の川内原発の後、立地自治体だけに同意をもとめる「川内モデル」ができ、次々と



再稼働が進んできたが、蚊帳の外に置かれた周辺自治体の不満の声も絶えず、再稼働にこぎつけた9基内の5基は運転指し止めの判決や仮処分命令を受けている。

これに対して電力会社は控訴によって訴訟に對抗し、例えば大飯原発については2018年7月、名古屋高裁金沢支部の控訴審判決で一審判決が取り消され住民の請求を棄却する逆転判決がなされた。この判決では「新規制基準について、各分野の専門家が参加し、最新の科学的・専門技術的知見を反映して制定された」として、事故の過ちを繰り返さないための教訓は得られていると評価しているが、そこでは住民の安全避難についての評価はあまり争点にならず、それは政治的判断に委ねられるべきと評価を避けている。

首都圏にある唯一の商用炉である日本原電の東海第二原発の再稼働については、原子力規制委員会が2018年7月4日に安全対策の基本方針が新規制基準を満たすと認めた。しかしこの原発は既に運転開始40年を2018年11月に迎えるため、11月までに20年の運転延長の認可を受けた上で県や周辺6市町村の事前了解を得なければならず、後述するように実現のハードルは高い。

3. 原発再稼働の今後の行方

政府は2018年7月3日に「第5次エネルギー基本計画」を閣議決定し、再生可能エネルギーは2050年に主力電源を目指すことを初めて明記した。一方、原発については「依存度は可能な限り低減していく」としつつも「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需要構造の安定に寄与する重要なベース電源」と位置づけ、2030年の電源構成（エネルギーミックス）は2015年6月に示された方針（22～22%）が据え置かれている。

しかし、このためには30基程度の原発が稼働する必要があるが、2012年の原子炉等規制法の改定で原発の運転期間は40年と定められており、これを厳格に適用すると建設中の3基を含めても原発の割合は15%程度しかならない。事故後、自民党政権になってから経産省は「原子力規制委員会が

認めれば20年延長できる」という例外規定を盾に原発再稼働を推し進めつつあるが無理は認めない。

原発の再稼働については「安全性の確保」が大前提にあり、原発推進派は「新規制基準をクリアすればよし」との考えに立っているが、これについては批判的な見方もある。関西電力大飯原発3、4号機の再稼働を巡る訴訟について2014年に初めて原発運転の差し止めを命じた福井地裁の樋口裁判長は、「『この訴訟での争点は強い地震が来るか来ないかというところにあったが、将来の最大の揺れを予測する算式は仮説にすぎず、それを原発の耐震性の決定に用いることは許されない』として、新規制基準への適否にとらわれず、福島事故のような重大な事態を招く危険性があるかを独自に検討し指し止めを命じた」と退官後語っている（2018年8月4日 朝日新聞 の同氏に対するインタビュー記事）。

また、地震学者であり、前原子力規制委員長代理を務めていた島崎氏は退官後、新規制基準をもとに行われている訴訟で原発の地震想定が過少評価されていると指摘している（2017.7.1 朝日新聞「オピニオン」）。

政府は福島原発事故の終息が進んでいるとしているが、福島原発事故によって多くの人が避難を余儀なくされ、長年住み慣れた住処を失い働く場を失った人は数えきれない。これは憲法が保障する居住、職業選択の自由（22条）、財産権（29条）を侵害し、多くの子供が故郷の学校に通えなくなり教育を受ける権利（26条）も危うくした。南相馬の桜井市長は2016年5月に相馬市の全世帯に憲法全文の小冊子を配り、このような事態を招いた結果は憲法違反だと訴えている（2017.7.23 朝日新聞社説での引用）。

福島原発事故の後、福島県内外で被災者の声を聴いてきた大阪市立大学の除本（ヨケモト）教授は、「政府の復興政策は、地域の生活環境や故郷の喪失といった被害をとらえきれていない」との思いで近著「公害から福島を考える」（岩波書店）を執筆している。そこでは水俣病など公害の教訓を学ぶべきだと訴えており、「公害では加害者や為政

者の側が被害をある『型』にはめ過小評価しようとする」と述べていると紹介されている（*4）。

事故を想定した時の避難計画の策定も進まず、再稼働の判断には周辺住民の厳しい目があり、自治体は容易には稼働実施には踏み切れないのが実態である。東海第2原発では県と東海村に加えて水戸市など周辺5市からの同意を得る「茨城方式」が導入され、水戸市議会は再稼働に反対意見書を可決しており再稼働の実現は見通せない。

原発の安全対策費は新規制基準で義務付けられた地震や津波、火災対策などを見込む費用で、朝日新聞の調査によると2018年時点の電力10社とJパワー（電源開発）の総額は計4兆4100億円に達し前年比で5820億円増えている。総額の全体の推移は2013年1月の見積もりでは9982億円だったのが実に4.4倍の増加となっており、今後とも数千億円規模で増える可能性がある。安全対策費が明らかになった原発では現状で原発1基あたり平均約1800億円が投じられる見通しで、これは2015年に2030年時点の発電コストを検証した際に安全対策費の見積もりを1基あたり約1000億円として算出した数字をはるかに超えている

（朝日新聞デジタル版2018.8.23）。

一方、再生可能エネルギー利用は世界的に急速に普及してきており、コスト競争力も高くなっている。このような状況の下に電源別で原発を最安と評価していた前提は大きく揺らいでいる。

震災以後の世論調査では一貫して脱原発支持が約7割あり、再稼働について毎日新聞が2017年3月に行った世論調査では、原発の再稼働に「反対」が55%で、「賛成」の26%を大きく引き離している。

あとがき

事故原発のその後の状態、避難地域や避難住民の実態について報道される情報が少なくなり、国民の関心も薄れ真実は次第に霧の中に霞んできている。既述した諸状況を考慮すると脱原発は確かな方向であるが、国はそれを優先課題として早急に取り組もうとしていない。そこにはエネルギー政策における色々な思惑や「原子力村」の利権保持の隠然たる抵抗に加え、国の安全保障や国際関係の観点から「核技術」の保有を維持しようとする意図が働いているようにも思える。

しかし何より大事なことは、「経済よりも国民の安全・安心と人権の尊重」を第一義とする政策議論が国民の納得いくオープンな形で展開されることが望まれる。今、元首相の小泉純一郎氏を顧問とする「原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟（原自連）」や立憲党は原発ゼロに向けて「原発ゼロ基本法」制定の運動を進めている。これがどのようになるか予断を許さないが、国民を巻き込んだ運動に発展していくことを期待したい。

参考情報

*1：村田光平 Official

Site(<http://kurionet.web.fc2.com/murata.html#anchor55>)

*2：「科学の森」毎日新聞ネット記事（2018.9.6）

*3：「地図から消される街」青木美希著 講談社現代新書（発行：2018.3.20 第1刷）

*4：「脱原発」への攻防」小森敦司著 平凡社新書（発行：2018.2.15 初版第1刷）

安倍政権 VS. 沖縄の民意

循環研代表 久米谷 弘光

2018年9月、2つの注目すべき選挙があった。ひとつは自民党総裁選、もうひとつは沖縄県知事選である。

自浄機能の麻痺した自民党

自民党総裁選は、安倍晋三首相と石破茂元自民党幹事長の一騎打ちとなった。石破氏は当初「正直、公正、石破茂」のキャッチフレーズを掲げて立候補したが、安倍首相の支持派から「野党のようだ」と批判され、自らの陣営でも「個人攻撃は控えて」とくぎを刺された。モリカケ問題などを蒸し返すとの懸念からだが、これはもはや自民党には自浄作用が機能していないことの表れでもある。多くの国民が問題と感じる不祥事への正当な批判にも、この党は耳をふさぎ、党内の批判者の口をふさぐ。まともな議論もできない政党が安定多数の政権与党として君臨していることの重苦しさを感じざるを得ない。

20日の投票結果は予想通り、その重苦しさが増すものだった。地方票では安倍 224 票に対し石破 181 票と石破氏が善戦したとの評価もあったが、国会議員票では安倍 329 票、石破 73 票と安倍首相の圧勝。「いよいよ皆さまと共に、憲法改正に取り組んでいきたい」と、3選を果たした安倍首相は、あいさつで宿願の憲法改正への意欲を強くにじませたという。

もともと、石破氏も憲法改正には安倍首相ほど性急ではないにせよ、9条2項に自衛隊を明記するという安倍案に対して、戦力不保持、交戦権否認の9条2項自体を削除するという平和憲法放棄論者である。この選挙、どちらが勝利しても日本が世界に誇る平和憲法を守ろうとの護憲派にとっては希望の持てる選挙ではなかった。

予想外の玉城デニー氏圧勝

一方、9月30日に投開票された沖縄県知事選

は、前自由党衆院議員の玉城デニー氏が、自公が全面支援した前宜野湾市長の佐喜真淳氏を破り、初当選を果たした。得票数は玉城氏が39万6632票だったのに対し、佐喜真氏は31万6458票。前回(14年)は翁長前知事が36万票だったことを考えると、玉城氏の圧勝だったと言える。

翁長前知事を支えた「オール沖縄」は2017年1～4月に宮古、浦添、うるまの市長選3連戦で全敗し、本年2月に行われた名護市長選挙では3期目を目指した稲嶺進氏が自民、公明推薦の渡具知武豊氏に敗れた。こうした流れは本年11月に行われる予定だった知事選挙でも継続すると予想された。しかし、翁長前知事の急逝により、「故翁長知事の遺志を継ぎ、辺野古の新基地建設を阻止する」という吊い合戦の様相が、自公の総力戦を打ち破った。

菅義偉官房長官と小泉進次郎筆頭副幹事長(当時)がそれぞれ3回、二階俊博幹事長もたびたび沖縄に入りし、さらに石破茂氏や小池百合子都知事らも応援演説に立った。公明党の県本部は移設反対の立場で、前回は自主投票となったが、今回は推薦に切り替え、佐喜真氏の全面支援に回った。しかし沖縄県民は、翁長知事の遺志を継ぎ、辺野古新基地建設阻止を掲げる玉城デニー氏を選択した。

ニューヨーク・タイムズも沖縄基地縮小を支持

米紙ニューヨーク・タイムズは、10月1日、沖縄知事選を受けた社説『沖縄における米国のフットプリント縮小に向けて (Toward a Smaller American Footprint on Okinawa)』で、「日本の島(沖縄)の新知事は米軍に去るよう警告した。ワシントンと東京は妥協を見いだす時である。」と指摘した。

この社説は「長年、日本は沖縄の人々に、人口密集地にある米国海兵隊の古い基地の代替として、

海上における新基地の移転に合意するよう働きかけてきた。中央政府はディズニー施設の建設支援のようなニンジンを与えようとした。さらに基地に反対する地方政府の決定を覆すため、裁判に訴えるというムチも試みた。しかし、沖縄の人々は再三にわたり新基地は不要と答えてきた。彼らは米軍負担を相応以上に負担してきていると確信している。」と普天間基地の返還と辺野古新基地建設に至る経緯と争点を説明。「多くの他の選挙と同じく、この選挙は沖縄米軍に対する住民投票でもある。玉城氏は反基地同盟を代表し、対立候補は自民党によって大幅に支援された。この選択が特筆すべきなのは、玉城氏は日本人の母と米海兵隊員であった父との子供であることである。」と今回の選挙結果の重さを強調している。

そして、「米軍は沖縄基地の日本国土への拡散は、東シナ海での対応能力を減ずると論じている。しかし、日本とこの地域にもたらす安全は日本での最貧層の人々に対する不公平な、不要な負担という犠牲の上にもたらされるべきでない。安倍首相と米軍司令官は公平な解決を見いだす用意をもって、彼らに加わるべきである。」と主張している。

安倍政権は沖縄の民意を再び無視するのか

玉城デニー知事は、9月末の初当選後から政府との対話を求め、それは早くも10月12日に実現。首相官邸を訪れ、安倍晋三首相と面会した。初会談まで約4カ月かかった翁長雄志前知事とは対照的に、早期に会談は実現したが、朝日新聞は、その会談の結果を「辺野古移設の見直しは「ゼロ回答」。いばらの道が続きそうだ。」と報じた。

玉城氏は普天間飛行場の危険性除去の早期実現のため、首相が元知事に約束した2019年2月までの運用停止を「ぜひ実現してほしい」と要請した。首相退席後に会談した菅義偉官房長官は「相手のあることなので」と答えた。また玉城氏は、日米地位協定の改定を求める立場から、政府や米軍、沖縄県を交えた三者協議の設置も求めたが、政府側から明確な返答はなかったという。

一方、首相は、「戦後70年以上が経ち、今なお

沖縄に米軍基地が集中し、大きな負担になっている現状は、是認できるものではないと考えている」とした上で、「今後も県民の皆様の命に寄り添いながら、基地負担の実現について、1つ1つ着実に結果を出していきたい」と述べたとの報道もある。首相の人気取りを狙った口先だけのリップサービスを菅官房長官が打ち消していくやり方の中に、沖縄の民意を再び無視する姿勢が見える。

その証左として、会談のわずか5日後の17日、防衛省は、沖縄県による辺野古沿岸部の埋め立て承認撤回に対する対抗措置として、行政不服審査法に基づき、石井啓一国土交通相に対し撤回の効力停止を申し立てた。

政府は2015年10月、当時の翁長知事が埋め立て承認の「取り消し」を行った際にも、行政不服審査法に基づく審査請求と執行停止を申し立てた。同法は「国民の権利救済」が目的とされることから、「沖縄防衛局の「私人」へのなりすまし」「制度の乱用」「県との争いを政府内で解決するのはおかしい」などと多くの行政法の専門家からも批判を浴びた経緯がある。同じ不当な手法を政府、しかも防衛当局が繰り返すとは、安倍政権の腐敗、ここに極まれりの感がある。民意無視への怒りと邪悪な権力の暴走への恐怖が同時に湧き上がる。

そもそも、沖縄県による埋め立て承認撤回理由を見るならば、海底に軟弱地盤や活断層の存在が明らかになり、米国防総省の統一施設基準の高さ制限に周辺の公共建築物、民家やマンション等が抵触するという。これらの事実がありながら国土交通省が埋め立てや新基地建設工事を許可したとすれば、それは国土交通省の過失であり、罪である。被告人が自らの過失や罪を告発したものに対し、その効力停止の判断を下すなど、まったく理に反する。

埋め立て承認撤回理由はまた、ジュゴンをはじめとする絶滅危惧種262種を含む5,800種以上の生物が確認されている辺野古・大浦湾周辺海域の自然環境保全措置が適切でないことがいくつも指摘されている。2007年から2013にかけて沖縄防衛局が実施した環境アセスメントに対しては、デ

ータを恣意的に使い、評価と予測に科学的論理を欠いている。生物等の移植、自然環境の造成を環境保全措置としている。評価書の段階でオスプレイが配備されたり、事前調査段階で環境破壊がなされたりするなど環境アセスメントのプロセスが守られていないなどの批判があった。沖縄県知事はこのアセスメントに対して579件の問題点を指摘したといういわくつきのものである。

環境省はこの海域においてジュゴンの食み跡調査を実施しており、また、環境保護区に向けた基礎資料となる「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に名護市辺野古沖を指定しているにもかかわらず、辺野古新基地建設工事による環境問題には関知しない姿勢を取っている。本来であれば、沖縄防衛局の調査報告を鵜呑みにせず、土砂投入前に環境省としての独自調査を行い、事実を検証するとともに、場合によっては環境アセスメントのやり直しを行い明確な環境大臣意見を表明すべきである。それは、今後の日本の米軍基地だけでなく、世界の軍事基地による環境破壊を防止することにも寄与する。

日米安保から国連安保へ

沖縄県は地位協定の見直しを求めている。日米地位協定は、日米安保条約第6条を受けて、施設・区域のあり方や日本における米軍の地位について定めたもので、米軍による事故や犯罪が起こるたびにその問題点が指摘される。しかし、昭和35年(1960年)に締結されて以降、改定は一度も行われていない。

沖縄県は、日米地位協定の見直しを求める動きを全国に広げるため、米軍提供施設等が所在する都道府県で構成する渉外知事会や全国知事会に働きかけるとともに、他国の地位協定調査を実施している。今年3月に発表された報告書によると、調査対象としたドイツ、イタリアでは、米軍機の事故をきっかけとした国民世論の高まりを背景に、地位協定の改定や新たな協定の締結交渉に臨み、それを実現させており、日本と大きな違いがあるという。

地位協定の改定もさることながら、最近のトランプ大統領の好戦的かつ武器商人的な振る舞いを見ていると日米安保自体の見直しこそが必要な時期に来ているとも思える。アジアや中東諸国、欧州における緊張を高めながら同盟国に武器を売りまくるトランプ外交や軍事戦略に日本が追従していいはずがない。言われるままに米国兵器産業から高価な武器を売りつけられることを続けていいはずがない。

沖縄の米軍基地や自衛隊基地は、ほとんど中国の侵略行為に対抗するためのものとされているが、沖縄でゆいレールに乗れば乗客の半数近くが中国人であり、美ら海水族館などの観光地でも中国人の多さに驚く。日本の輸出入額を見てもすでに中国が米国を超えている。日本に住む外国人は中国人が最も多く、国際結婚の件数も中国人とのものが最も多い。

沖縄の県民総所得に占める基地関連収入の割合は、いまや5%に過ぎない。沖縄経済を活性化するのは返還された基地の跡地活用であり、中国はじめアジア諸国との交流である。

そもそも、沖縄戦で米軍基地を押し付けられ、朝鮮戦争に乗じて押し付けられたのが、自衛隊と日米安保条約である。地位協定の見直しは日米安保条約の見直しを視野に収めて考えていきたい。日本国憲法の平和主義は国連憲章に呼応したものである。朝鮮戦争と冷戦の真の終焉を実現させ東アジアの平和を確立するためには、日米安保から国連安保へのシフトを図る必要がある。

当面、沖縄の民意を背景に米国及び米軍と対等に交渉していく姿勢を政府には求めたい。そのためには、前提として防衛省や国土交通省、環境省等の行政の正常化、そして司法の正常化が必要である。安倍政権下で果たしてそれが可能だろうか。はなはだ疑問である。

新たな沖縄県知事、玉城デニー氏には、日米安保の枠にとどまる中での交渉ではなく、国連安保を見通した視野での米国との直接対話を期待したい。沖縄はアジアの平和な未来への航路の要衝であることに間違いはない。

春夏秋冬

今年の夏は尋常な暑さではなかった。2020年の東京オリンピック、パラリンピックは大丈夫だろうか。東京の人は誰もがそう思っただろう。暑さ寒さも彼岸まで、と言われてもまだ真夏の様な暑さが続く。そんな中でも植物たちはしっかりと季節を感じている。

今年もお彼岸の頃、彼岸花が咲き始めてきた。曼珠沙華とも呼ばれ、真っ赤で、茎に毒もあり、墓地や陰湿な土地に生え群生するため、以前はあまり好感を持たれない向きもあった。しかし、最近では観賞用として見直されている。関東では埼玉県日高市の巾着田など名所となる処もあり、各地で群生して咲く様は見事だ。桜と似て彼岸花にも花前線がある。9月に北の方から咲き始めて、関東地方でお彼岸の頃咲いて、開花からわずか一か月たらずで日本列島を南に駆け抜けてしまう。南から春を告げるソメイヨシノに対して、北から秋を告げるヒガンバナともいえる。どちらも華々しく、命短く、儂い。その姿が日本人の心を捉えるようだ。



彼岸花の開花前線がすぎると、秋風に乗って何処からともなく甘い香りが漂ってくる。金木犀が小さい黄色い花を付けたのだ。よく見ると白い花をつけるのもあり、それは銀木犀という。金木犀との違いは葉の大きさの違いがあるらしいが、素人には花が咲くまで区別できない。金木犀の香りにも慣れてきた頃、そろそろ本格的な秋となる。そして江戸川の土手を銀白色一色に染めた萩が、冷たい秋の風に吹かれて一斉に波打つ様子は壮観だ。冬がそろそろと顔を見せ始めるのだ。

ここまで書いて、季節の移ろいがあまりにも急なことに気が付いた。季節と植物との美しくも繊細で、見事に調和された関係を壊してはいけない。小さな秋がますます小さくなって、見つけることができなくなってしまふかもしれない。

木漏れ日さえ炎となるや曼珠沙華

文／写真：風月（M）

循環研通信では広く原稿を募集しております。「環境俳句」にもご応募ください。

循環型社会研究会（Workers Club for Eco-harmonic Renewable Society）とは

循環型社会研究会は、10年来有志で環境問題現場でのフィールドワークを中心に活動していましたが、2002年7月3日に特定非営利活動法人の法人格を取得しました。

「次世代に継承すべき自然生態系と調和した循環型社会のあり方を地球的視点から考察し、地域における市民、事業者、行政の循環型社会形成に向けた取組みの研究、支援、実践およびそのための交流を行う」ことを目的として活動しています。

循環研通信は年に4回発行しています。今回から「環境俳句」を始めました。次回冬号のお題は「年末・年始」です。奮ってご応募ください。次回の締切は12月末です。

循環研通信/JUNKAN No.51 2018年10月発行

発行人：久米谷 弘光（循環研代表） 編集責任者：樋屋 治紀（循環研理事）

特定非営利活動法人循環型社会研究会

104-0031 東京都中央区京橋3-3-14 京橋AKビル6F

Tel: 03-6262-5946 Fax: 03-5542-1062

E-Mail: junkan@nord-ise.com HP: <http://junkanken.com/>